

第9回 事業再生と企業組織再編

(会社分割・事業譲渡編)



会計と経営のブラッシュアップ
平成25年8月26日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(企業組織再編の会計と税務 山田淳一郎監修 H22.10 税務経理協会刊)
(企業買収・グループ内再編の税務を参考に要約 佐藤信祐外著 2010.11 中央経済社刊)(事業再生の法務と税務 太田達也著 H25.6 税務研究会刊)

I 企業組織再編による事業再生

状況に応じた事業の見直し、再構築などをいう。

1. 事業再生の諸手法（会社分割と事業譲渡）

区分	内容	メリットとデメリット
(1)債権放棄 (2)増減資 (3)DES (4)DDS		
(5)事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ① 営業活動の一部又は全部の譲渡 ② 契約による取引行為 ③ 個々の財産の譲渡 ④ 株式の譲渡の方法 ⑤ 営業権の計上 ⑥ 十分な再建計画の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計がしやすい ② 簿外債務リスクが少ない ③ 許認可の引継ぎの困難 ④ 事業譲渡価額の決定 ⑤ 消費税の課税 ⑥ 資産譲渡益の処理
(6)分 割	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の取引でなく、包括的な資産負債の移転(包括承継) ② 第2会社方式の活用 ③ 適格、不適格の区分 ④ 営業権(資産調整勘定等の発生)の計上 ⑤ 移転資産の範囲 ⑥ 十分な再建計画の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の同意は不要 ② 許認可手続の容易化 ③ 重畳的債務引受を行う方法 ④ 簿外債務の承継リスク ⑤ 消費税、不動産取得税、登録免許税 ⑥ 資産譲渡益の処理
(7)合 併		

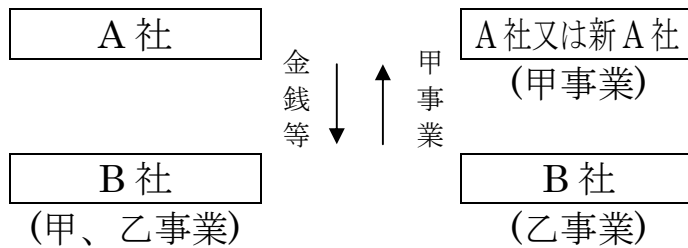
本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

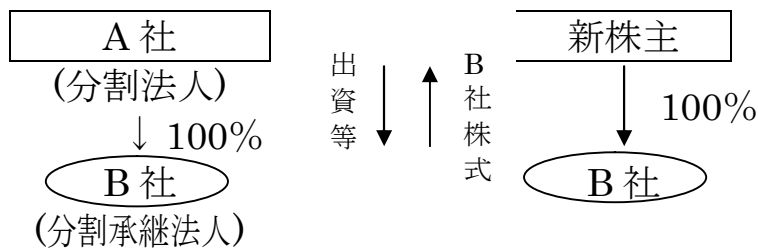
(1) 事業譲渡



A社がB社の事業(財産)の一部又は全部を買収する(AM)
 (原則としてA社、B社の株主総会の特別決議が必要)
 清算年度(解散後)の譲渡も可(除建設)
 譲渡損益は清算年度とできる

(B社の免許、甲事業等一部のみを取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡し、B社株式等を譲受ける方法もある)

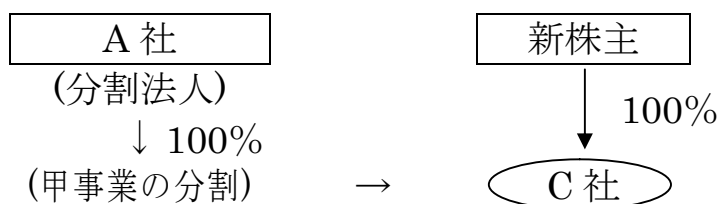
(2)-1 会社分割 (OS)(NK)



- ① A社事業をB社に分社分割
- ② A社はB社株式をB社に無償譲渡又は新株主に譲渡
- ③ 新株主がB社株式の買取及び出資
- ④ B社の事業が弁済原資
- ⑤ A社は清算

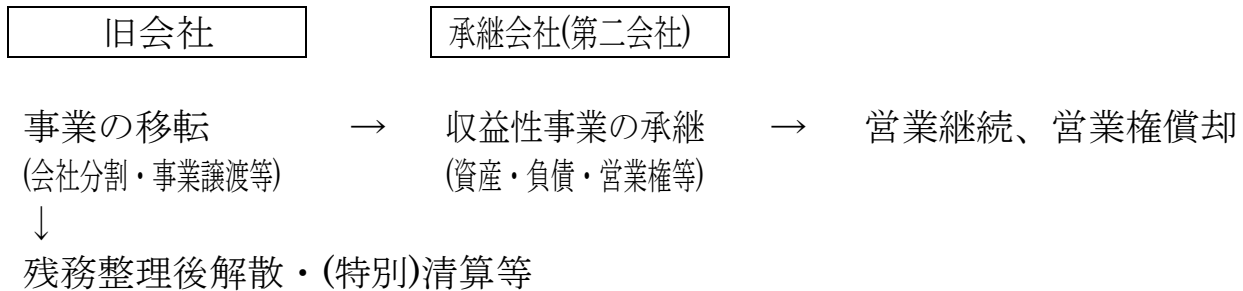
(建設業免許の引継は、A社解散後ではできない)

(3)-2 会社分割 (DK, DW)



- ① C社を新設する
- ② C社が事業免許取得
- ③ A社の甲事業をC社に吸収分割
- ④ 分割損益はA社の分割年度
- ⑤ A社は清算

2. 第二会社方式 (OS、DK など)による事業再生



- (1) 移転先の**第二会社(承継又は新設会社)**へ、会社分割や事業譲渡により、**収益性のある事業を移転**させて事業を継続して行く手法である。合併は余り利用されない(事業の取捨選択と旧会社分離ができないため)
- (2) 移転元の**旧会社**は、他の事業等を停止し、**残務整理**を行い、**解散・清算**する
場合が多い。
- (3) 重要なポイント
 - ① 移転した**事業の価値**に見合った時価の計算 (資産・負債及び営業権)
 - ② 新設会社の**債権者**(特にメインバンク、株主、従業員等)**の理解を得ること**
 - ③ 残された旧会社の**債権者の理解**(債権放棄等)を得ること(民法 424)
- (4) 事業譲渡は、譲渡代金が**キャッシュで譲渡会社に流入**し、それが債権者への
弁済原資となるのに対し、会社分割の場合は、交付を受けた新会社株式をス
ポンサーに譲渡し、**現金化する**。スポンサーからの増資引受けの場合もある。
ともに主たる回収・弁済原資は継続事業の収益性である。
- (5) 第二会社方式の成功のポイント
 - ① 移転する**事業の収益性**
 - ② 両社債権者に対する**説明と理解**
 - ③ スポンサー企業に対する**説明と支援**
 - ④ 経営責任の**明確化** (債権放棄、退陣等)

(6) 税務上の取扱い

① 事業譲渡の場合

- (イ) 資産調整勘定(営業権)は、60ヶ月で損金算入(償却)する
逆に負債調整勘定は、60ヶ月で益金算入する
- (ロ) 消費税法上の譲渡等に該当する
- (ハ) 不動産の移転登記に伴い登録免許税が課される
- (ニ) 譲受会社に対して、不動産取得税が課される

② 会社分割の場合

- (イ) 非適格分割となる場合が多い
- (ロ) 時価での分割(譲渡)となる
- (ハ) 資産調整勘定、負債調整勘定(営業権等)は60ヶ月で償却される
- (ニ) 消費税法上の譲渡に該当しないため、課税対象外取引となる
- (ホ) 一定の要件を満たせば、不動産取得税は課されない
- (ヘ) 所有権の移転登記に対する登録免許税については、軽減措置あり

(7) 消費税法上の取扱い

旧会社が新会社株式をスポンサー企業に譲渡する場合に、この取引は消費税法上の非課税取引に該当する。

したがって、株式の譲渡価額の5%について、非課税売上として考慮のこと

(8) オーナーの所得税法上の取扱い

(イ) オーナーが私財提供した時

平成25年度の改正により、一定の要件を満たしているときは、譲渡課税は適用されない

(ロ) 求償権を行使できない時

一定の場合、貸倒損失となる(所基通64-1、51-11)

(ハ) 上記(イ)、(ロ)について法人が事業を継続している時

H14.12.25付 中小企業庁からの照会

(9) 仮装経理を行っていた場合の取扱い

H22.10.6 法人税質疑応答事例

- (イ) 実在性のない資産の発生原因が明らかである場合
- (ロ) 実在性のない資産の発生原因が不明である場合

(10) 親会社の解散・清算でなくて、100%子会社を解散等する場合は、**存続する親会社の100%化のタイミングによる貸倒損失、繰越欠損金の引継、子会社株式の償却損**に注意する。

Ⅱ 営業権（のれん）の評価

1. 資産調整勘定と負債調整勘定

従来、事業譲渡における取扱いと基本的に同じと考えられていた**非適格組織再編**における**営業権の取扱い**は、平成 18 年改正の事業結合と分離等の会計基準とそれに応じた法人税法の改正により従来の営業権の取扱いとの違いを明確にした。

それは企業会計基準における**パーチェス法**の考え方であり、税法上も次のような点が具体化された。

法人税法	会 計
資産調整勘定	のれん（営業権）
差額負債調整勘定	負ののれん
退職給与負債調整勘定	退職給付引当金
短期重要負債調整勘定	特定勘定

従来の営業権に対応する資産調整勘定は、会計上の費用処理に関係なく、税務上は別表の加算減算を通じて、5年間の均等償却（法法 62 の 8③～⑧）が強制される。

2. 営業権（負の営業権）

税務上、**非適格組織再編等**により交付した対価の金額（新株、金銭等の合計金額）が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額について、**資産調整勘定**として取扱われる。逆の場合は**差額負債調整勘定**となる。（法法 62 の 8）

B/S				非適格組織再編により移転を受けた財産の時価が純資産額を超える場合には、営業権（資産調整勘定）を認識する。
資産	負債	1,000	1,200	
資産調整勘定		200		

但し、非適格組織再編により交付した対価の金額のうち一部に、仮に次のような**寄附金**に該当するものがある場合には、その部分については、**資産等超過差額**となり、**資産負債調整勘定**として**取扱うことはできない**。

① 営業譲渡の対価	1,000			
② 税務上の個別純資産	800			
③ 資産等超過差額	50	… 寄附金 …	注意が必要	
④ 資産調整勘定 ①－②－③	150	… 営業権 …	(納得が)	

(1) 営業権の償却（調整勘定の強制償却）

税務上、資産調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行い、各事業年度の**損金の額**に算入しなければならない。（法法 62 の 8④、⑤）

差額負債調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行うことで各事業年度の**益金の額**に算入する必要がある。

(2) 第2次組織再編における営業権の取崩しと引継ぎ

第2次組織再編が**非適格合併**に該当する場合には、資産調整勘定、差額負債調整勘定を**全て取崩し**て、損金又は益金の額に算入する必要がある。（法法 62 の 8④、⑦）

第2次組織再編が**適格合併**に該当する場合には、それらは引継がれる。

しかし、非適格分割等の**非適格組織再編**については取扱いが規定されていないため、**均等償却を継続**していくことになると思われる。

3. 寄附金

非適格組織再編等による対価の額には、寄附金部分は除かれる。

(1) 適正時価での取引（適正譲渡）

イ. 簿価純資産	70	
ロ. 個別資産の時価	80	(B/Sの時価純資産)
ハ. あるべき事業対価の額	100	(営業権相当額20が含まれる)
ニ. 取引対価	100	(ハーニで寄附金はない)

受入法人	時価純資産	80	現金	100
	資産調整勘定	20		

払出法人	現金	100	簿価純資産	70
			譲渡益	30

(2) 払出法人から受入法人に対する寄附（低額譲渡）

イ. 簿価純資産	70	
ロ. 個別資産の時価	80	(B/Sの時価純資産)
ハ. 取引対価	80	(ニ-ハ、20の寄附金の認識)
ニ. あるべき事業譲渡の対価	100	(営業権を含む対価)

受入法人	時価純資産	80	現金	80
	資産調整勘定	20	受贈益	20

払出法人	現金	80	簿価純資産	70
	寄附金	20	譲渡益	30

(3) 受入法人から払出法人への寄附（高額譲渡）

イ. 簿価純資産	70	
ロ. 個別資産の時価	80	(B/Sの時価純資産)
ハ. 取引対価	120	(ハーニ、20の寄附金の認識)
ニ. あるべき事業譲渡の対価	100	

受入法人	時価純資産	80	現金	120
	資産調整勘定	20		
	寄附金	20		(償却の損金算入不可)

払出法人	現金	120	簿価純資産	70
			譲渡益	30
			受贈益	20

◎寄附金と資産等超過差額の区分（前頁参照）

4. 資産等超過差額(損金処理が出来ない差額…寄附金)

制度の概要

資産調整勘定の金額のうち、「資産等超過差額」に相当する部分の金額については、資産調整勘定として認められないため、将来の事業年度において損金処理を行うことができない。

具体的な資産等超過差額の算定方法は以下の通りである。(法規 27 の 16)

- ①非適格分割の場合において、資産調整勘定が分割により移転を受け、事業により見込まれる収益の額その他の事情からみて実質的に当該分割に係る分割法人の欠損金額に相当する部分からなると認められる場合のその金額 ⑩
- ②分割法人 A 社における処理 (資産調整勘定の認識)
これに対し、分割法人 A 社における受入仕訳は以下の通りである。

【会計上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
		資本準備金	900

※：営業権に対する税効果は認識しない (適用指針 72)。

【税務上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
資産調整勘定	100	資本積立金	1,200
資産等超過差額	200	(寄附金)	

※：前提条件に記載の通り、営業権の金額 300 のうち、200 について資産等超過差額として取り扱われ、残りの 100 については資産調整勘定として取り扱われる。

このように、会計上は営業権が計上されていないが、税務上、資産調整勘定が設定されていることから、この部分について加算調整が必要になる。

⑩従って営業権の評価が重要である。

5. 資産負債調整勘定(差額負債調整勘定)

(1) 非適格分割において、旧会社の概ねすべての資産と負債が新会社へ分割される。

- ① 新会社が、時価で受入れた資産負債の差額(時価純資産)
- ② 新会社が交付した株式等の時価(資本金等)
- ③ ①と②の差を、資産調整勘定(差額負債調整勘定)という。

(2) 資産調整勘定(法法 62 の 8①)

時価純資産 < 資本金等(発行株式等分割対価)

新会社の受入れた 時価純資産額	800	資本金等 1,000	⊗5年間にわたり、月額 で減額(償却)し、損金算 入する
資産負債調整勘定 (分割の対価) ⊗	200		

この差額は受入時価純資産 < 事業価値(分割の対価)ということであり、**営業権**とも言うべきものである。

(3) 差額負債調整勘定

(2) とは逆に時価純資産 > 資本金等(分割対価)の場合は、差額負債調整勘定として5年間にわたり、月割で減額して、益金に算入する。

(4) 旧会社(分割法人)の税務処理

- ① 会計上の仕訳

新会社株式	×××	諸資産	×××
諸負債	×××	譲渡益	×××
- ② 税務上の仕訳(時価評価)も①と同じ

(5) 新会社(分割承継法人)の税務処理

- ① 会計上の仕訳

諸資産	×××	諸負債	×××
のれん	×××	剰余金	×××
- ② 税務上の仕訳(時価評価)も同様に**資産調整勘定 = のれん**

(6) 償却性資産等の引継と償却

非適格分割により償却資産を引継いだ場合は、**分割の日の前日までの償却費を計上することはできない**。何故なら、分割時点の時価引継であるからである。

営業権評価結果

営業権の評価結果等は次の通りである。

【1】評価結果

320,000 千円 (※頁参照)

尚、評価結果は**税務上の資産調整勘定**のうち営業権としての妥当性であり、採用した評価方式の評価額の範囲内であれば妥当な資産調整勘定(営業権)の計上と考える。本評価営業権を超える資産等超過差額は寄附金となる。

【2】評価時点

平成××年×月××日

【3】評価方法

評価方法は、国税庁方式に準じた方式と収益力を基準にした超過利益還元価額方式とを比較検討して行った。(※頁参照)

評価方法の検討

1. 評価方法の決定

営業権の評価に当っては、次の二つの方式による計算結果を検討して、評価の安全性も考慮して両者の折中によることとした。(※頁参照)

- (1) 国税庁方式に準じた方式による評価 (相続税財産評価基本通達)
- (2) 超過利益還元価額方式による評価 (一般的な営業評価方法)
- (3) (1)、(2) を折中した方式

- (1) 国税庁方式に準じて、会社の**経営改善計画書**から算出した平均利益を過去の実績と比較して実現可能と思われる平均利益を決定して評価を行った。

その結果の金額は 290,000 千円 である。(※頁参照)

- (2) 収益力を基準にした超過利益還元価額方式は超過利益の継続年数を永久と見て長期基準年利率(法令解釈通達 課評 2-26 平成 22 年 7 月 1 付)により資本還元して算出した額である。

その結果は 350,000 千円 となった。(※頁参照)

- (3) (1)、(2) を折中して、評価結果を 320,000 千円とした。

2. 評価方法の検討

営業権の評価を基本的に決める要素は、事業の収益力と同業他社を超える超過収益力及び引継事業の特殊事情（事業確立のための創業赤字、将来のための開発投資）であり、それらを根底においた買手と売手の取引関係である。

評価の条件には、将来予想的な要素も含まれ、取引の状況に応じて多様となり、評価要因のいずれに主眼を置くかによって評価方法は分かれる。

今回の評価は、会社分割における超過収益力の評価を目的としており、財産的要素を超えと思われる事業の収益力に主眼を置いて（3）超過利益還元価額方式を採用した。また、税務上採用されている（4）国税庁方式も検討する必要があると考えた。

○ 財産状態を主とする方法

- （1）純財産価値評価方式 …… 今後の予想利益を資本還元した自己資本価額 C に負債総額 L を加えたものから資産合計 A を控除（即ち時価純資産を控除）して求める。
 営業権評価価額 = $C + L - A = C - (A - L)$

○ 収益力を主とする方法

- （2）純益年売方式 …… 平均純益 × 契約した年数。
 （3）超過利益還元価額方式 …… 今後の予想利益から市場の正常利益を差引いて、超過純益を算出し、これを資本還元して求める。
 （4）国税庁方式 …… 国税庁の財産評価基本通達に定める方法。（前頁参照）
 評価結果は、納税者の取引の困難性を考慮して低目の評価額となる。

○ 取引関係を主とする方法

- （5）得意先基準方式 …… 個々の得意先を評価して、その合計額とする。
 （6）営業量基準方式 …… 路線の距離 1km、油脂の販売量 1kl 等を評価して全体を求める。

結局、（1）は時価純資産としての引継ぎは決定され、また（2）、（5）、（6）の方法については確立された評価方法はなく、合理性を見出せないと考え、（3）及び（4）を採用した。

3. 営業権計上及び償却の可否の検討

評価対象会社の会社分割は、分割後において、分割法人が分割承継法人株式のすべてを第3者に売却することが見込まれており、**税制非適格の分割**となる。

税制非適格の会社分割における営業権とは、分割承継法人が**対価として交付した株式等の時価の総額**と、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との間に生じる差額、**即ち、取引として行われた営業権の売買的取引の結果**と考えられる。その差額の価値を検討し、それを評価した場合の価額である。

今回の分割に当っては分割承継法人の交付株式は「10,000 千円」であり、交付株式の時価の総額を「10,000 千円」として、分割法人の分割した財産の時価純資産価額との差額（即ち営業権の価額）の妥当性である。

会計上は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の企業結合時の時価を基礎とした正味の評価額、（企業結合会計適用指針 38、355～357）とされており、会社分割等の場合にも、分離先企業が第3者の所有となり、移転損益を認識する必要があるため、このような正味の評価額に含まれるべき「営業権（のれん）」を認識できると考えられる。（事業分離等に関する会計基準）

また、**税務上は**（法人税法施行令第8条第1項第7号、法人税法第62条の8第1項）、分割承継法人から交付した株式の時価を、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との差額である「資産調整勘定」と整合させ得るか否かにより、営業権としての計上と償却の可否が分かれると考えられる。

結局、交付株式と時価純資産価額との差額は資産調整勘定（営業権）となり、その資産調整勘定（営業権）の会計上及び税務上の適正性は、営業権の評価額に近似しているか否かである。仮に近似していない（調整不可の）部分があればそれは「資産等超過差額」となり、税務上、償却は認められないことになる。

評価の計算過程

1. 国税庁方式に準じた方式による評価

営業権の評価額 290,000 千円

国税庁方式(相続税財産評価基本通達)に準じて、次の通り計算した。

尚、相続税法における財産評価は、営業権の取引市場もないこと、納税者の換金性の困難等を考慮して固定の評価とされている。

(1) 仮平均利益 ……70,000 千円

財産評価基本通達においては評価の安全性を求め、直近期の利益を基準にして、特にその実現率を 0.5 としているが、評価に当っては 5 年間の平均利益と今後 10 年間の計画平均利益を比較し、計画平均利益を継続可能性のある利益と考えた。(※頁参照)

(2) 実現可能平均利益 …… 63,000 千円 (70,000 千円×0.9)

財産評価基本通達においては、平均利益について将来の実現率を 0.50 と極めて保守的に見ているが、評価に当っては、実現率を 0.90 とした。

(3) 企業者報酬の額 ……31,000 千円

財産評価基本通達に従い、次の通り計算した。

標準企業者報酬額

仮平均利益額 (※頁参照)

$70,000 \text{ 千円} \times 0.3 + 10,000 \text{ 千円} = 31,000 \text{ 千円}$

【標準企業者報酬額表】

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額の算式
1 億円以下	平均利益×0.3+10,000 千円
1 億円超 3 億円以下	平均利益×0.2+20,000 千円

(4) 総資産価額 ……500,000 千円

平成 24 年 5 月 1 日の総資産額を調整した。 (※頁参照)

(5) 基準年利率 …… 0.015 (※頁参照)

財産評価通達によれば、0.05 となるが、これは金利計算を行う部分であり、現状の基準年利率である 0.015 を採用した。

(6) 超過利益 ……24,500 千円

上記 (2) - (3) - [(4) × (5)] = 24,500 千円

(7) 営業権の持続年数 ……9.222 年 (※頁参照)
財産評価通達による計算に従った。

(8) 営業権の評価額 ……226,000 千円

(6) × (7) = 225,939 ÷ 226,000 千円

2. 超過利益還元価額方式による評価

営業権の評価額 350,000 千円 (※頁参照)

評価にあたっては次の段階の計算を行った。

- (1) 超過利益の決定
- (2) 還元利子率の見込
- (3) 利益の資本還元等

Ⅲ 会社分割

事業譲渡は取引上の行為(個々の移転)であるが、会社分割は、個別の同意の必要のない組織法上の行為(包括的に承継)である。

1. 会社分割の特徴

- (1) 個々の同意は不要
- (2) 簿外債務の承継リスクがある

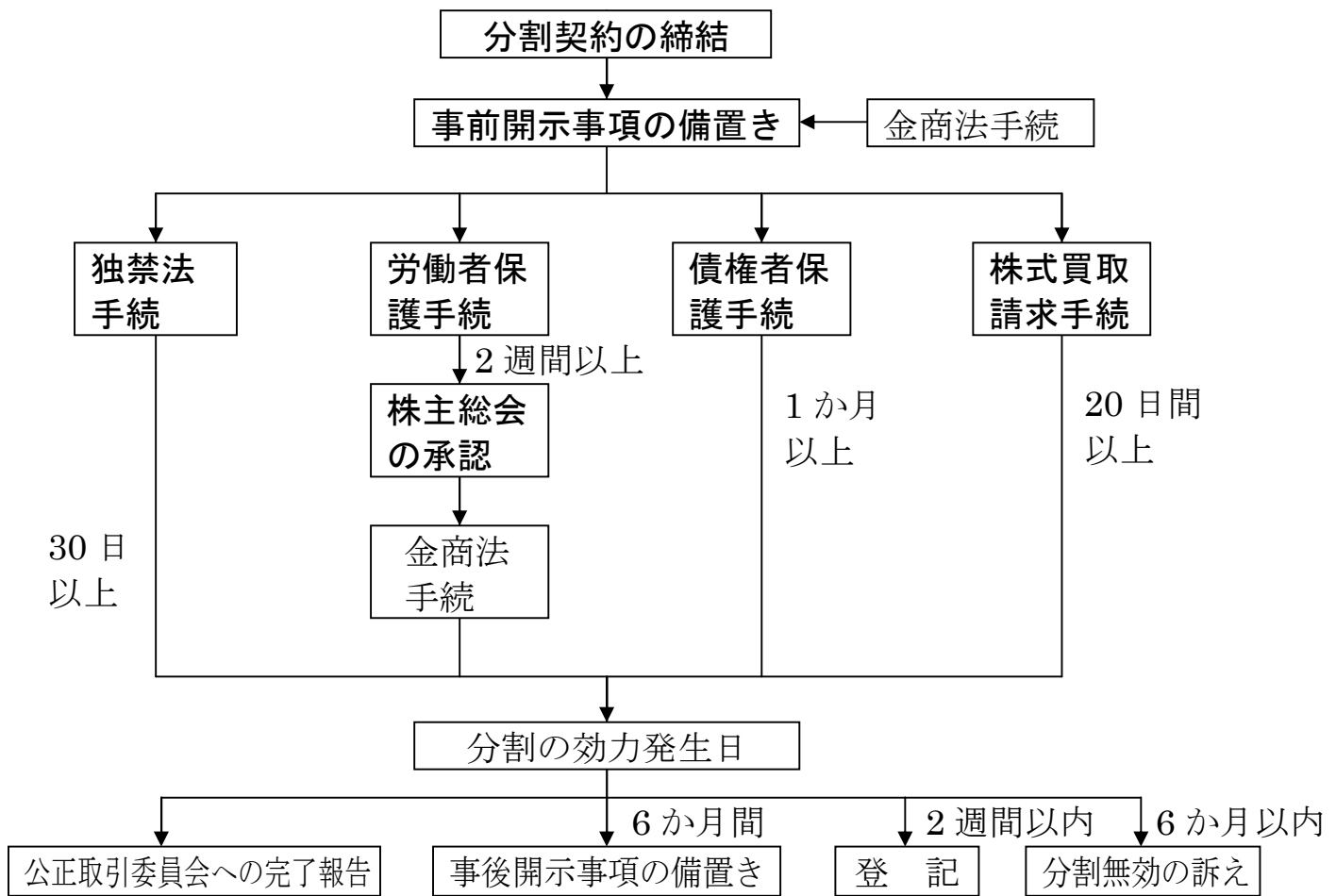
2. 許認可手続

- (1) 届出なしの許認可の承継
 - 保険業、登録電気工事事業者
- (2) 届出を行うだけのもの
 - 飲食店業、プロパンガス販売業、アルコール製造業、製造業等の特定工場、理容業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、自動車分解整備業など
- (3) 会社分割に対する所轄官庁の承認
 - ガス事業、熱供給業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、ホテル旅館業、一般旅客定期航路業、一般貨物自動車運送業、一般旅客自動車運送業、信託業など
- (4) あらかじめの所轄官庁の承認
 - キャバレー、パチンコ、遊技店業など
- (5) 許認可の引継ぎが認められない。
即ち、新設会社が許認可を得てから分割するか、産活法の認定制度を利用するしかない。
 - 宅建業、建設業、貸金業など

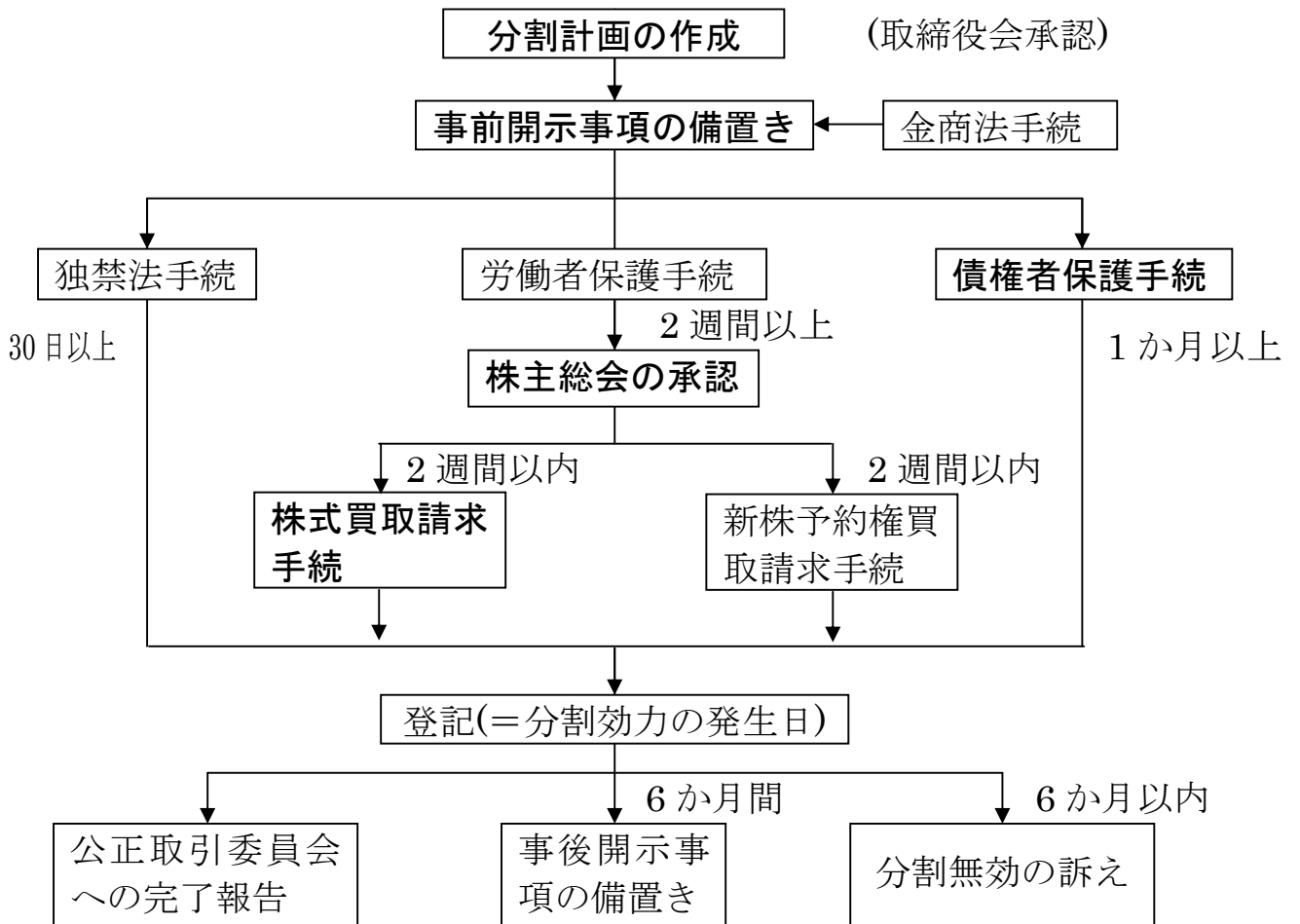
3. 会社分割の流れ

(1) 吸収分割の手続

- 基本的事項の決定
- ・ 分割方法の決定
 - ・ 事業に関する権利義務の一部を分割するか全部を分割するか
 - ・ 分割する財産の範囲
 - ・ 交付資産を何とするか
 - ・ 分割日程
 - ・ 従業員の引継ぎ
 - ・ 営業権の評価
 - ・ 商号・目的・本店等の変更
 - ・ 許認可事項の営業 他



(2) 新設分割



4. 株主買取請求手続

(買取請求権の趣旨)

会社分割により会社の財産の状態に重要な変動が生じ、株主の利益に重大な影響を及ぼす可能性があるため、決議に反対した株主については、投下資本の回収の途を確保し、利益の保護を図る趣旨である。(会社法 806)

(反対株主)

株主総会に先立って該当行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主、および当該株主総会において議決権を行使することができない株主であるとする(116条2項1号)。

(買取請求手続)

- ①当該行為が効力を生ずる日(効力発生日)の**20日前**までに、買取請求が認められる株式の株主に対し、当該行為(会社分割)をする旨を通知または告知をする(116条3項4項)。
- ②これを受けて、株式買取請求を行おうとする株主は、効力発生日の**20日前**の日から効力発生日の前日までの間に、その買取請求する株式の数を明らかにして買取請求を行う(116条5項)。
- ③株式買取請求を行った株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる(116条6項)。株式会社が当該行為を中止したときについては、株式買取請求は、その効力を失う(116条7項)。

(買取価格および買取手続)

- ④買取価格については、公正な価格と定められている(116条1項柱書)。株主と会社との間で協議が調ったときは、会社は、効力発生日から**60日以内**にその価格の支払いをしなければならない(117条1項)。
- ⑤効力発生日から**30日以内**に協議が調わないときは、株主または会社が、その期間の満了の日後**30日以内**に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる(117条2項)。

株式買取請求書

A 株式会社

代表取締役 甲山 太郎 殿

平成 年 6 月 13 日付け「第〇回定時株主総会招集通知 第〇号議案 分割計画書承認の件」に関し、私は平成 年 6 月 17 日付けで反対の意思を書面により通知し、かつ同定時株主総会においてこの議案に反対しましたが、同株主総会で分割計画書承認の件は原案どおり可決承認されました。

つきましては、下記のとおり私が所有している貴社株式について、公正なる価額で買取りを行っていただきたく、ここに書面をもって請求いたします。

記

貴社普通株式 〇,〇〇〇株

以上

平成 年 6 月 30 日

東京都〇〇区〇〇1 丁目 5 番 6 号
株主 甲野 一郎 印

5. 債権者保護手続

① 債権者保護手続が必要となる場合

債権者の債権の回収可能性に重大な影響が生じる場合

- (イ) 分割会社(旧会社)の債権者のうち、会社分割後、分割会社に対して、債務の履行をできなくなる債権者
- (ロ) 吸収分割の場合における承継会社(新設会社)の債権者

② 新設分社型分割の場合の債権者保護手続の取扱い

債権者の区分	債権者保護手続の取扱い
新設会社に承継された債務に係る債権者	分割会社に対して当該分割に異議を述べることができる。ただし、分割会社が新設会社の債務に対して重疊的債務引受を行う、または連帯保証を行う場合は、異議を述べることはできない。
分割会社の債権者(残存債権者)	分割会社に対して当該分割に異議を述べることはできない。分割会社は設立された会社に承継された財産に見合う対価(新設会社株式)を取得していると考えられるという理由である。
承継会社の債権者(吸収分割の場合)	新設分割の場合は、存在しない。

6. 労働者との協議

1. 労働者との協議

会社分割については、労働承継法の規定に従う必要がある。

分割会社は、会社分割後に労働者が勤務する会社の概要等について充分説明し、本人の希望を聴取したうえで、労働契約の有無等について、労働者と協議しなければならない。

会社分割と従業員分割の一例

1. 会社分割によって必ず従業員が分割されるわけではない。**従業員の移籍がまったくない会社分割**もありえる。従業員は全員、出向すればいいからである。(注 1)
2. 仮に 10 のホテル全部を一括して売却する場合、会社分割の手法を使えば、売却するのはホテルという不動産ではなく、承継会社の株式となる。その場合、まず消費税が非課税になる。(注 2)
3. 会社分割の方法をとれば、**会社は分割されても人は分割されない**。それだけでもコスト削減に大きく貢献する。(注 2)

- (注 1) (1)会社事業の一部を分割する場合には、労働承継法によって移籍する従業員に対して、通知、承認を得なければならないが、移籍をさせない限り、そのことについては問題はないということ。
 (2)出向であっても、税制適格要件の一つである従業員承継要件(法第 22 条の十一ロ(2))を充足できる。

- (注 2) (1)苦境の A 社は、10 のホテル全部を分社(税制適格分割)する。
 (2)A 社は、10 の分社の株式を B 社に譲渡する。
 (3)この売却によって、税制適格の適用はなくなり、A 社に課税所得が発生するが、繰越欠損金等により課税は緩和される。
 (4)A 社株式を B 社が買取るか、顧客、従業員は B 社に引継ぐかを選択する。

(後藤孝典著 会社分割から要約 2008.11.4 かんき出版発行)

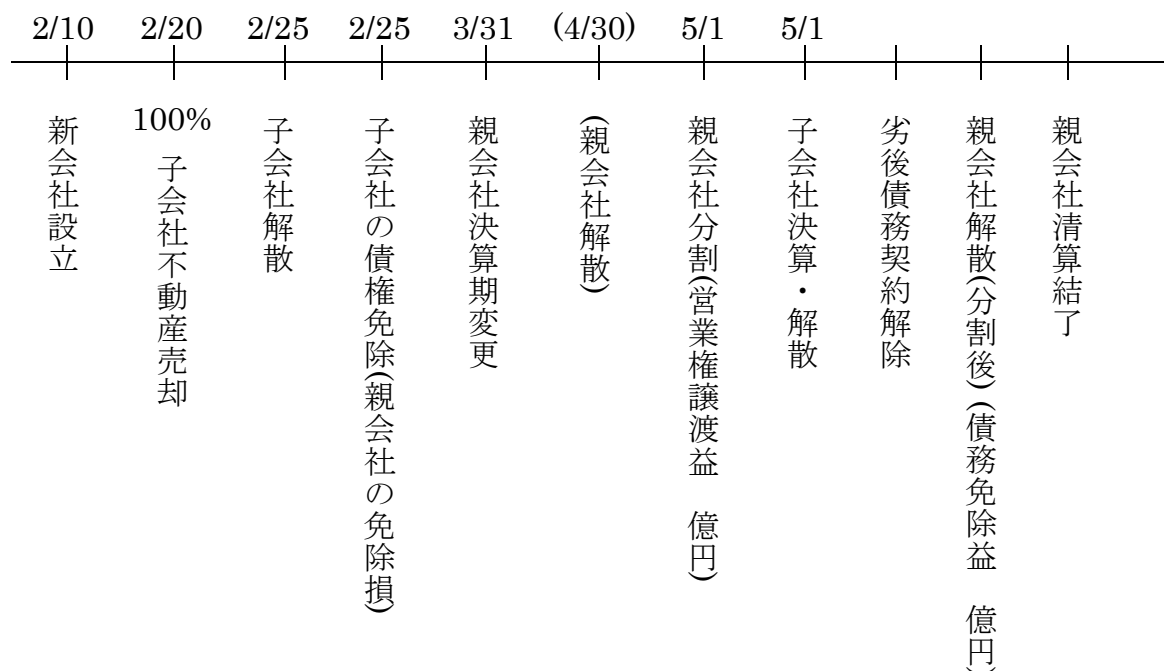
7. 非適格分割の場合の注意事項

(1) 新会社へ引継ぎの出来ないもの

- ① 繰延消費税額
分割法人(旧会社において規程どおり損金算入する)
- ② 租税特別措置法の準備金
- ③ 受取配当等の益金不算入
新会社の保有期間のみで判定する
- ④ 期中特別勘定の設定
- ⑤ 収用等があった場合の所得の特別控除

2. 分割の場合

(1) 分割（子会社貸倒損）の流れ



- ① 分割前解散不可の場合の親会社の法人税等～ M¥ (免許の分割不可)
- ② 分割前日の解散の可否 (免許の譲渡は可能)
- ③ 子会社不動産の譲渡時期の早期化 (親会社の課税)
- ④ 当初営業権評価 M¥ → 現在 M¥の妥当性 (疑問)
増加原因は 10年間の利益計画 ① M¥/年 → ② M¥/年に増加
利益計画①は過去 5年間等の実績等とも比較
- ⑤ 建物附属明細等の引継は可か
- ⑥ 新会社の資本金 > 分割時の増資が望ましい
 - A. 税金が M¥と高くなる。
 - B. 営業権が通らない可能性 (高すぎる) がある。
 - C. 追加出資者が営業権を高すぎる (負債が多い) という可能性。→ 不問
 - D. 例えば、平均粗利率を低減 (11.634%→11.134%へ△0.5%) すると、営業権は約 百万円増評価となる。
 - E. 親会社決算期の変更 (6月→3月へ)

IV 増減資、現物出資、DES 等

1. 増減資 (OS、DK)

(1) 減資の効果

減資は、株式数に変動を生じさせない単なる資本の計数の変動である。

減資、自己株式の(無償)取得および自己株式の消却を行い、既存の株主の権利を消滅させ、同時に第三者割当増資を行うことにより、新たな株主の下に事業の再建を行っていく。(100%減資も可)

(2) 減資の株主総会の決議(会社法 447①)

- ① 減資する資本の額
- ② 資本準備金への組入(会計規 26①一)
- ③ 効力発生日(会社法 449)

(3) 増資と減資を同時に行う場合

(4) 減資と併せて行う自己株式の取得

会社法においては、減資と株式消却が切り離されている。減資は**資本金の金額を減少させる行為**であり、株式数を減少させる手続は、減資と無関係である。

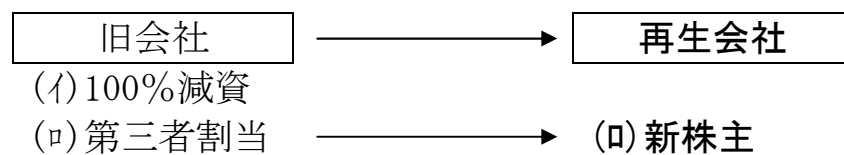
既存の株主の株式を消滅させる方法として用いられるのが、自己株式の取得である。債務超過会社の場合は、自己株式の無償取得および消却を行う方法で、既存の株主の株式を消滅させる。

会社法においては、**株式の消却は自己株式の消却のみ**とされているため、株主が株式を所有している状態で消却することはできない点を留意する必要がある。

(5) 増減資(100%減資)の手続

- ① 既存の株主の権利をすべて消滅させる100%減資の場合、**全部取得条項付種類株式**を用いる方法(株主総会の特別決議)により、強制的に行うことができる。

即ち、株主総会の決議により強制取得(100%減資)し、同時に行う**第三者割当増資**(普通株式)により再生会社の再建資金を導入する。



- ② ①の場合において、減資後の資本金の額が減資前の資本金の額を下回らない場合は、取締役(会)の決議で足りる。(会社法447③)

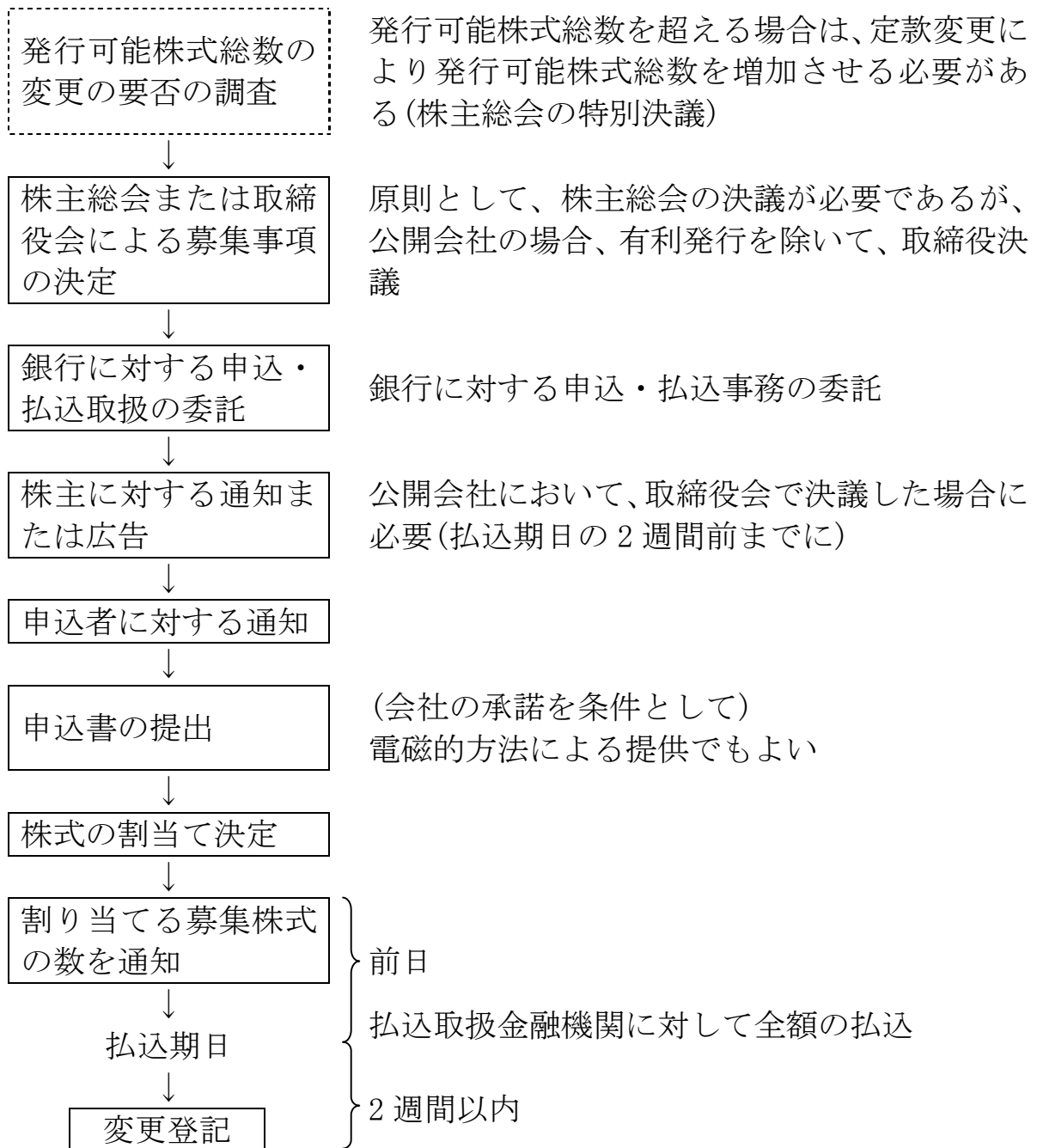
③ 自己株式の処分による方法

全部取得条項付種類株式として取得した自己株式を①の第三者割当に代えて、新たな引受人に交付する場合は減資の必要はない。従ってこの場合は効果は同じであるが100%減資とは言わない。

(4) 増資について

会社法においては、株主に割当てる株式は新株でもよいし、自己株式でもよい。即ち、会社法は新株の発行と自己株式の処分を同じ規定にまとめている。

(5) 第三者割当増資の手続



2. 現物出資の意義

金銭以外の財産（不動産、債権、有価証券、ノウハウなど）をもってする出資をいう。

- (1)新会社設立時（発起人 会社法 28①一）
- (2)新株発行時（引受人 会社法 199①三）
- (3)原則として検査役の調査が必要（会社法 33①、207①）

3. 現物出資の会計処理

- (1)現物出資法人の会計処理（事業分離等に関する会計基準）
被現物出資法人が出資法人の子会社、関連会社となるとき
 - ①移転の対価が、株式のみであり、投資は継続しているものとして、移転資産及び負債の適正な帳簿価額により、株式を取得したものとみなす。
 - ②(1)以外の場合は、時価による譲渡とする。
- (2)被現物出資法人の会計処理（企業結合に係る会計基準）
 - ①企業集団内での企業再編など、共通支配下の取引等に該当するものは、適正な帳簿価額で引継ぐ
 - ②共同支配企業の形成（企業再編が複数の企業で共同支配することを契約）に該当するものは、投資が継続しているとして、適正な帳簿価額を引継ぐ
 - ③出資法人の持分の変更等、取得に該当するものは、時価（パーチェス法）で引継ぐ

税務処理

- (1) 企業結に係る会計基準において取得になる場合で、税務上は適格現物出資となる場合

会計上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">時価受入</div>	税務上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">簿価受入が強制 (申告調整)</div>
--	--

- (2) 企業結合に係る会計基準において共通支配下等に該当する場合で、税務上は非適格現物出資となる場合

会計上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">簿価受入</div>	税務上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">時価受入 (申告調整)</div>
--	---

4. 事後設立

- (1) 会社の成立前から存在する財産を、会社はその成立後2年以内に、純財産の1/5超の対価で、営業用の財産として譲り受けることを約する契約をいう（会社法467①五）。
- (2) 検査役の調査は不要とされている。

5. 分社型の会社分割と現物出資

分割会社が、その事業について有する権利義務の全部又は一部を他の会社（承継会社）に包括承継させる組織法上の行為であり、資産、負債のみならず、従業員その他の権利義務を承継する。

- (1) 会社分割は、事業に関する包括承継であり、現物出資は、金銭以外の個別財産をもってする出資行為である。
- (2) 現物出資は、原則として出資財産につき検査役の調査を必要とする。
- (3) 対価として株式の交付を受けるという点で経済効果はよく似ている。
- (4) 税制適格要件は、両者とも同じである。
 - ① 100% 支配関係
 - ② 50% 超で一定の条件
 - ③ 共同事業で一定の条件

6. 消費税等の取扱い

- (1) 会社分割は、事業の包括移転であるため、明確な対価関係はなく、消費税の課税の対象外となる。
- (2) 現物出資（事後設立）は、対価を得て行われる資産の譲渡として課税対象取引となる。
- (3) 不動産取得税については、ともに非課税規定が設けられている。
 - ① 対価として、承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
 - ② 分割により、事業の主要な資産、負債が移転していること
 - ③ 分割事業が引続き営まれること
 - ④ 従業員の 80% 基準
 - ⑤ 現物出資（事後設立）の場合は、新設法人に限る等の条件

7. DES（疑似DES）

(1) DESの意義

会社に対する金銭債権を現物出資する方法による新株発行。債務の資本化であり、債務と交換に株式を発行することをいう。債権者からみた場合は、債権の株式化といえることができる。

現物出資方式と新株払込方式の比較

	現物出資方式	新株払込方式
手続の方式	債権を現物出資する手続により行う	債権者（企業）が第三者割当増資を行い、債権者（金融機関等）から払い込まれた増資資金を借入金の返済のために債権者に支払う。
税務上の処理	債権者が取得する株式の取得価額は、その債権の時価による※	増資資金で債務者の株式を取得し、債務者からは債務の返済を受ける形となっており、課税関係は原則として生じない。

※ 法人税法施行令 119 条 1 項 2 号

(2) 親子会社における DES

赤字（子）会社に対する債権を、当該赤字（子）会社に対して、現物出資することをいう。

赤字子会社の場合には、それが適格現物出資（100%グループ内等）に該当するのか、否かが問題になる。

この場合、DESが事業の移転を伴わない現物出資であることから、100%グループ内の現物出資であれば、適格現物出資に該当し、それ以外の場合は非適格となる場合が多い。

(1) 親会社債権の評価

子会社株式	10	子会社債権	100
貸倒損失	90	※	

(2) 子会社の受入債権の評価

親会社債務	100	資本金等	10
		債務消滅益	90
		※	

※税務上の問題

(3) DES の税務処理

① 債務消滅益の問題(債務者)(MN の場合)

債権の時価相当額について資本金等の額を増加させると考えると、消滅債務との差額は債務消滅益となる。

債務消滅益を益金とすると、青色欠損金及び期限切れ欠損金の充当が認められなければ問題が生ずる。(関根先生解答参照)

(4) DDS の場合

金融検査マニュアルにおいて資本とみなされる(償還条件が5年超等の借入金)だけであり、法人税法上は、債権のままであるため原則として課税問題は発生しない。

DESの結果について

H24.12.28

A社 直前期貸借対照表（時価）

資産 50	負債 350 (内訳 B借入金 300 その他借入金 50)
	資本金等 100
	欠損金 △400
合計 50	合計 50

A社はオーナー株主Bの同族会社で、Bは自己の貸付金300を免除してA社の債務超過状態を解消したいと考えています。会社更生法等法的処理ではありません。
債務超過 △300 状態

(会計上の仕訳)

① 借入金 300 資本金等 300

A社の代表者Bが、A社に対する貸付金300をDESにより資本に振替える

(税務上の仕訳)

② 資本金等 300 債務消滅益 300

A社 DES直後貸借対照表（時価）

資産 50	負債 50 (内訳 その他借入金 50)
	資本金等 400
	欠損金 △400
合計 50	合計 50

債務超過 0 状態

(質問等)

- A社に青色欠損金は、ほとんどありません。
- ②の税務上の利益は、A社の課税利益とならざるを得ないのでしょうか？
(法法2十六、法令8①一)

債務超過会社へのDESについて、債務消滅益課税が行われると解説されています。しかし、実務では、経営者の融資金をDESしても、債務消滅益課税は行われていません。理由は次の2つです。

- 債権の時価の算定が不可能なこと。
- 擬似DESを実行すれば債務消滅益課税が行えないこと。

債務消滅益課税が行われるのは、仮に1億円の債権を、サービサーから1000万円で購入してきてDESする場合です。

ただ、絶対に安全な手法を考えるのであれば擬似DESを実行すべきです。つまり、現金で出資し、その後、債務の弁済をする。可能なら、出資額と、返済額を、微妙に変えることです。

V 企業組織再編の税務

(1) 企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

(2) 適格組織再編

(1) 企業グループ内の組織再編

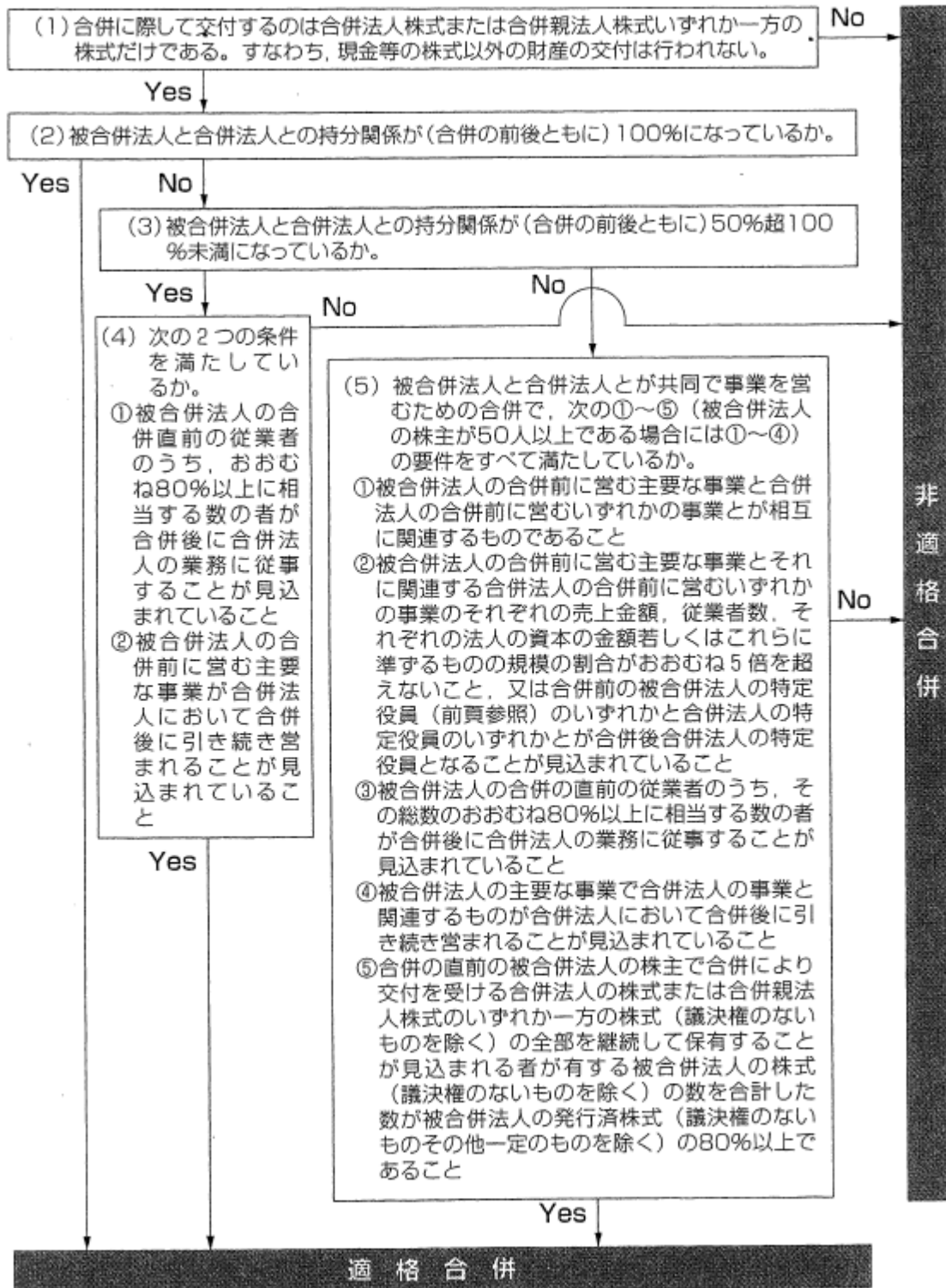
持株割合が50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

(2) 共同事業を行うための組織再編

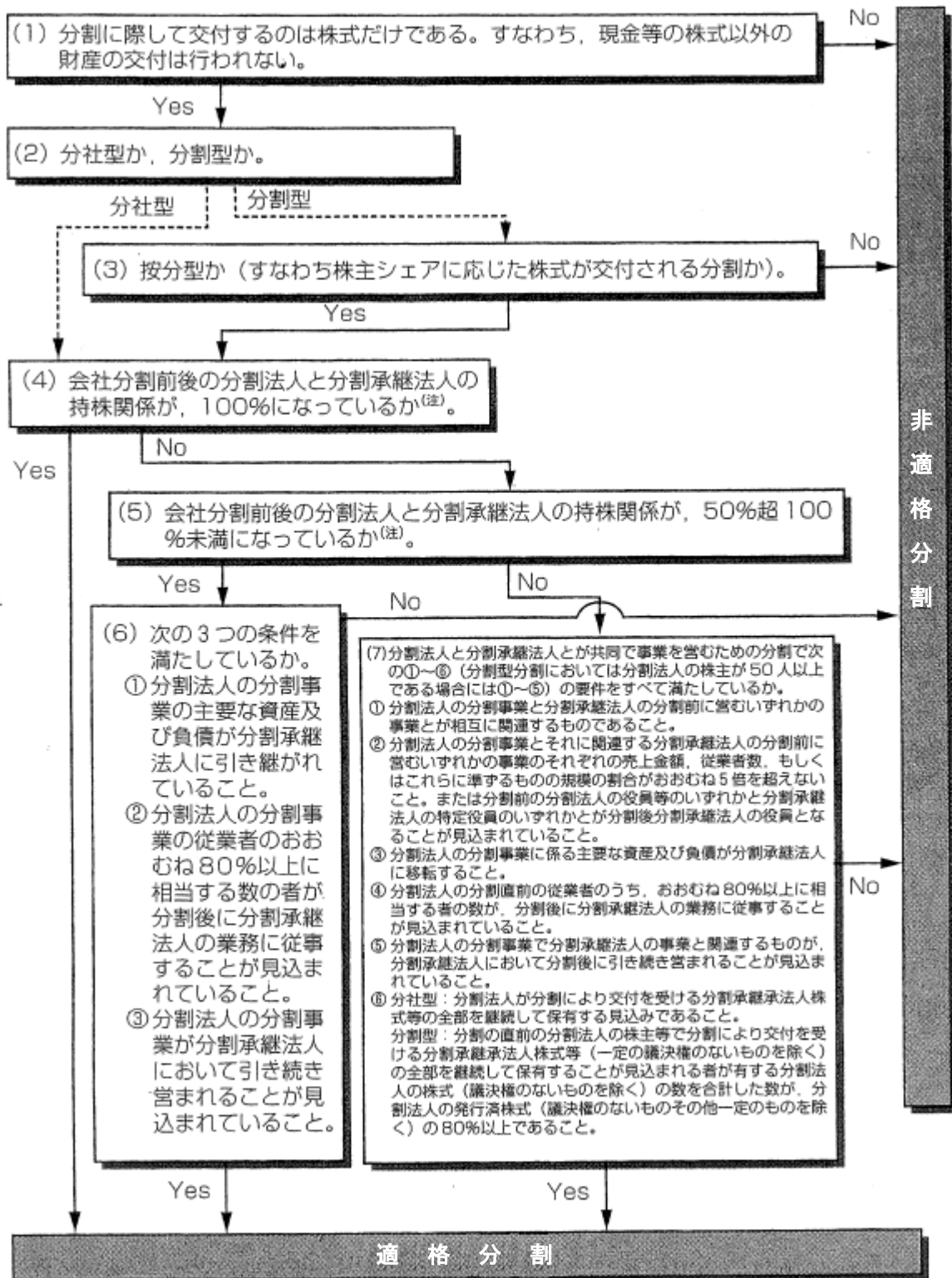
事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね5倍以下)

又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。

〈適格合併判別フローチャート〉



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。



(注) 兄弟会社（同一の者によって支配される関係の会社）間の分割も含まれる。その場合には、当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

VI 事業譲渡

1. 事業譲渡の意義

事業譲渡により企業の経済力強化を図るために行われる。

事業 — 一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産であり、得意先関係等経済的価値のある事実関係を含むものであり、不動産などの資産単体の移転は事業譲渡に該当しない。

事業譲渡契約 — 権利及び義務の移転する取引行為である。
従って、会社分割のような組織法上の行為ではない。

2. 簿外債務の承継リスク

譲受者には、簿外債務の承継リスクは少ないが、商号等を譲受ける場合には、次のような方法により確実化することができる。

- ① 譲受者が債務弁済の責を負わない旨の登記(会社法 22②)
- ② 当事者から第三者への譲受者が弁済義務を負わない旨の通知

しかし乍ら、関係会社間などにおいては、承継リスクは考慮する必要はなく、グループ全体の経営効率の向上に資するものと考えられる。

3. 許認可の引継ぎの可否

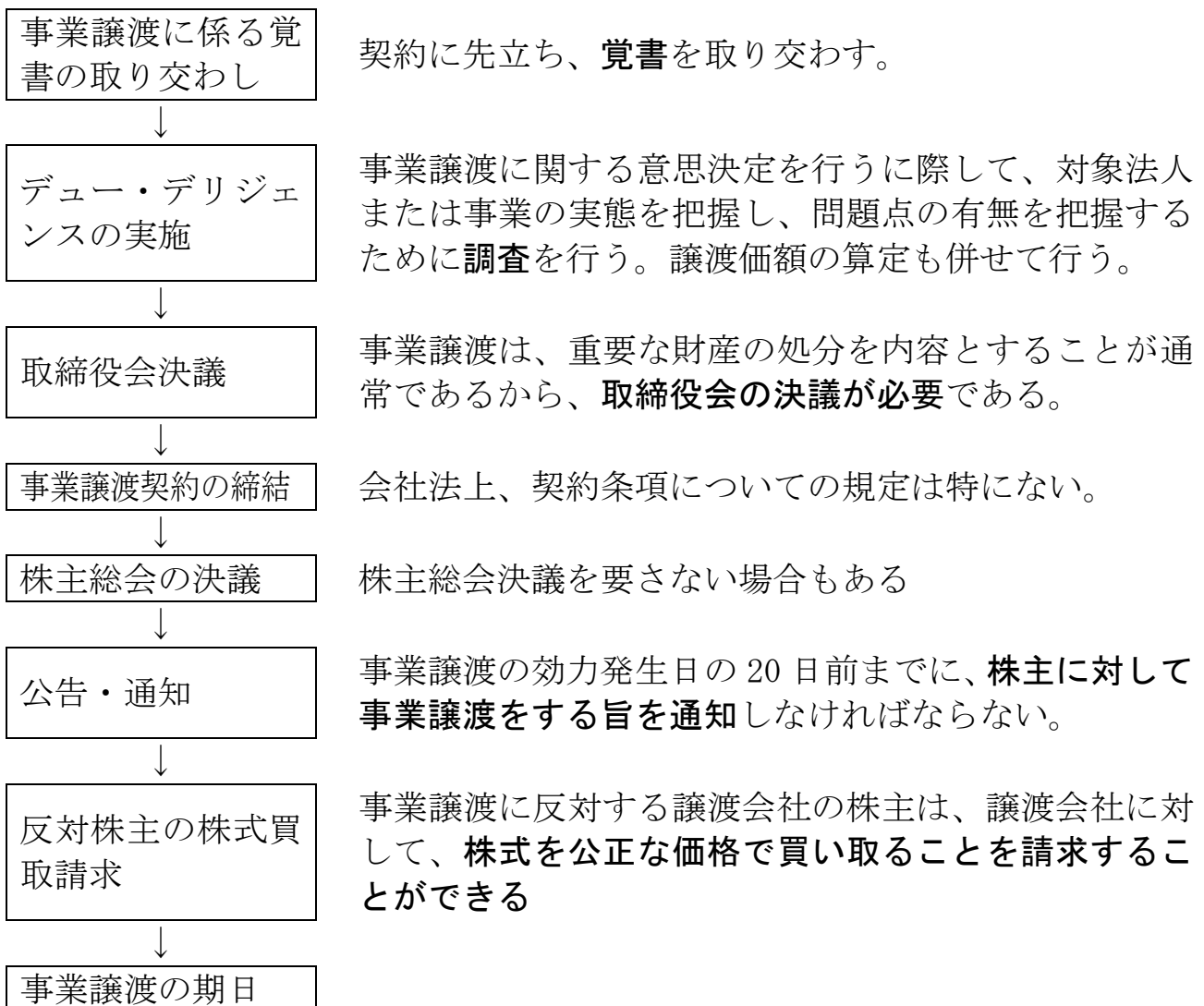
事業譲渡の場合、許認可の引継ぎはできない。これが会社分割の場合との違いである。

4. 事業譲渡手続の流れ

(1) 主な譲渡契約事項

- ① 対象となる事業の範囲
- ② 期日、対価、支払方法
- ③ 競業禁止義務
- ④ 従業員の承継
- ⑤ 危険負担

(2) 事業譲渡の手続の流れ



(3) 契約様式

5. 総会の決議等

(譲渡会社)

- (1) 事業の全部の譲渡、重要な一部の譲渡
 - 株主総会の特別決議(過半数出席の3分の2以上の多数)
 - 理由は、会社の存続及び今後の事業の制約に関わる
- (2) 株主総会の省略
 - ① 譲渡会社の総資産の5分の1以下
 - ② 特別支配会社(90%以上)への譲渡
- (3) 営業権の評価

(譲受会社)

- (1) 事業の全部の譲受
 - 株主総会の特別決議(会社法467①三)
 - 吸収合併に近いものとなり、簿外債務の承継リスクが生じ、株主保護の必要性がある。
- (2) 株主総会の省略
 - ① 対価の合計額が純資産の5分の1以下の場合
 - ② 相手方が特別支配会社である場合(会社法468①②)

6. 反対株主の株式買取請求権の行使

- (1) 買取請求

会社の価値が減少し、株主が損害を被る可能性があるなど株主が不利益を受けるおそれがある。

事業譲渡に反対した株主は、会社に対して、株式の買取請求権を行使することができる。

- (2) 譲渡価額の決定

7. 営業許可の引継の問題

産活法により、許認可の承継がしやすいような措置が設けられた。
しかし、一般的には営業許可の引継ぎは認められない。

8. 事業譲渡の税務

(1) 時価による譲渡が原則

(2) 消費税法上の譲渡等に該当するため、消費税の課税対象となる。

(3) 不動産登記が必要

登録免許税、不動産取得税(固定資産台帳価格の4%相当額)

9. 営業権の計上についての問題点

Ⅶ 合併

1. 事業再生の場面で、

- (1) グループ企業の場合、借入金の弁済に窮している企業を、収益性の高い企業へ吸収合併を行うことにより資金の安定を図る方法等に利用される。
- (2) しかし、合併は簿外債務の承継リスクという点では、事前の財務調査により簿外債務を見つけ出すことは難しいという難点がある。
- (3) しかし、再生企業が有している企業の認許可の難しい事業譲渡を排して、承継を目的に行われる場合も多い。

2. 収益性のある会社と収益性のない会社の場合

(RC と NS)

合併により、事後の課税が抑えられるとともに、欠損会社の繰越欠損金を利用できる。

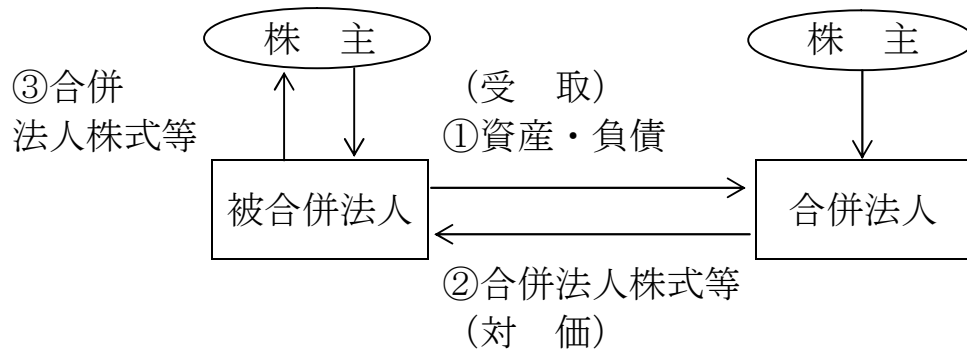
3. 繰越欠損金の引継ぎの可否

- (1) 黒字会社 A 社と赤字会社 B 社（繰越欠損金多額）を親族が所有している場合、同一個人であれば、適格合併となり合併後の繰越欠損金は差引ける。
- (2) しかし、親族が複数の場合は非適格合併となり、繰越欠損金の引継ぎはできない。
- (3) 個人の持っている B 社の株式を A 社に譲渡し、B 社を A 社の 100%子会社にしてから、A 社による B 社の吸収合併を行う。この場合は適格合併となり繰越欠損金の引継ぎができると考えられる。

4. 合併による相続税評価額の引下げ

合併につき節税以外の合理的な説明理由が必要である。

非適格合併の処理の概要



(被合併法人)

① 資産・負債の移転 (譲渡)

合併法人株式等	×××	/	資産	×××
負債	×××	/	譲渡利益	×××

② 合併法人株式等の株主への交付

資本金等の額	×××	/	合併法人株式等	×××
利益積立金額	×××	/		

(被合併法人株主)

③ 合併法人株式等 ××× / 被合併法人株式 ×××

(合併法人)

資産	×××	/	負債	×××
資産調整勘定	×××	/	資本等の金額	×××

合併法人株式の時価

(合併の対価)

交付した合併法人株式等の合併の日における時価が、合併の対価となる。

問題は、この合併法人の時価をどのように算定すべきかが問題になるが、この点については、条文上明記されていない。

すなわち、合併法人株式の時価の算定については、納税者の判断によって行わざるを得ない。

(企業結合会計)

この点について、企業結合会計においては、合併法人の時価について次のように明らかにされている。

- ① 合併法人株式に時価がある場合は、それを基礎にして算定する。
- ② 市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を基礎とする等の方法による。
- ③ ①、②等が算定できない時は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の時価を基礎とした正味の評価額等とされている。

また、上記において明確な議論はされているとは思われないが、移転事業の対価（時価）という問題もある。

このような状況であり、合併法人の対価及び移転事業の対価を納税者の合理的な判断が主になると思われる。

会計と経営のブラッシュアップ 実績

期間 : H25. 7~9

H25.08.02

H25.07.25

H25.07.15

H25.06.26

改訂日 H25.06.22

実績	第 1 回	7/2	連結会計の目的（何故、企業集団の会計が必要か）
	第 2 回	8	消費税増税の事前対策（そのインパクトと適正な対応）
	第 3 回	15	グループ法人の税務と会計（H22.10 の税法改正）
	第 4 回	22	負債の会計（負債とは何か、退職給付会計、リース会計）
	第 5 回	29	事業再生と企業組織再編（その必要性と効果）
	第 6 回	8/5	純資産の部の変化(自己株式、利益積立金、種類株式)
	第 7 回	12	もしドラ①② 事業の定義とイノベーション(北京外大レジュメ)
	第 8 回	19	中小企業再生の実践(時代をリードする再生)
	第 9 回	26	事業再生と企業組織再編（会社分割・事業譲渡編）
	第 10 回	9/2	グループ法人税の税務と会計（H22.10 の税制改正）
	第 11 回	9	金融商品会計（デリバティブの会計）
	第 12 回	16	もしドラ③④（事業の目的とマーケティング）
	第 13 回	23	経営強化のための会計（新しい会計の視点）

ToDo : 実例の取り込み